

新潟県文化祭 2026 芸術家派遣事業「出前体験教室」募集要項

1 趣旨

小学校、中学校等に芸術家を派遣し、実技指導、講話等を実施することにより、未来を担う若い世代に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、興味関心を持ってもらい、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的としています。

また、県内で文化芸術活動を行っている芸術家等と、小学校、中学校等とのパイプを作り、芸術家の活動の場を広げることを目的としています。

2 事業内容

小学校、中学校等に芸術家を講師として派遣し、体育館等の学校施設や文化施設等を会場として、児童・生徒や教員、保護者を対象に、実技指導、講話等を実施します。

3 対象校

義務教育諸学校（小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部）、義務教育学校、中等教育学校（前期課程））

4 実施方法

（1）対象分野

- ア 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器、合唱など）
 - イ 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）
 - ウ 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
 - エ 大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）
 - オ 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、写真など）
 - カ 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）
 - キ 文学（俳句・短歌、朗読など）
 - ク 生活文化（囲碁、将棋、茶道、華道、書道、和装、食文化など）
 - ケ メディア芸術（映画、アニメーション、マンガ、ゲームなど）
- （注）上記以外の分野でも、文化芸術活動と考えられるものであれば対象とできますので、事前に県文化課までご相談ください。

（2）実施回数

- ア 1校あたりの実施回数は1事業かつ2回までとします。（ただし、申請多数の場合は回数を制限するなど希望にそえない場合があります。）
- イ また、実施形態として複数の学校が合同で開催することもできます。

(3) 講師となる芸術家

- ア 講師は最大3人とします。
- イ 実施校の非常勤講師は、本事業における講師とは認めません。
- ウ 同一講師の派遣は、県内2回を上限とします。
- エ 講師の選定方法は、次のいずれかによること
 - ① 県から情報提供する「協力芸術家名簿」の中から講師を選定
 - ② 実施希望校が地域の芸術家などを講師として独自に選定（ただし、講師は県内在住の芸術家に限ること）

(4) 会場

- ア 実施会場は原則として実施校の施設（教室・体育館等）とします。
- イ 児童・生徒を収容できるスペースがない場合等によりやむを得ないと認められる場合は地域の文化施設等適切な場所を会場とすることができます。

(5) 実施期間

令和9年3月末まで

5 経費

県負担経費	実施校負担経費
<ul style="list-style-type: none">・ 講師謝金・ 講師旅費・ 材料費等消耗品（上限20,000円）・ 楽器レンタル（上限15,000円）	<ul style="list-style-type: none">・ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費・ 学校等の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水費、ピアノ移動経費、暗幕設置経費等）

(注1) 「県負担経費」であっても、それぞれの予算上限額を超える場合は実施校等の負担となります。

(注2) 県負担経費は、事業終了後に講師等に直接県から支払います。

県が負担する経費の内容は次のとおりです。

(1) 講師謝金

県の時間単価による（予算上限1回3時間3人まで）

※ 打合せや移動、準備時間は含みません。

(2) 講師旅費

講師の居住地（又は勤務地）から学校等実施会場までの往復旅費（実施回数分）

※ 旅費の額は、県の旅費条例による旅費の額に相当する額とします。

※ 打合せ等にかかる旅費は対象外です。

(3) 材料費等消耗品（1事業につき20,000円まで）

- ア 対象経費は、本事業実施に当たり直接必要となるものに限りま
- イ 材料等消耗品は、県文化課で購入します。

(4) 楽器等レンタル費（1事業につき15,000円まで）

<負担する経費の例>

- ・ 研修教材費
- ・ その他実技指導の際に係る諸雑費

<負担しない経費の例>

- ・ 講師が所有する物のレンタル代
- ・ 講師が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・ 楽器の調律代
- ・ 通常学校や児童生徒が所有しているもの
- ・ 飲食代、記念品代、花束代等、個人に受益があるもの

6 事業実施の流れ（5ページ、6ページのフロー図参照）

(1) 応募時

- ア 実施希望校が「実施希望調書」（様式1又は2）を作成し、電子データで県文化課へ提出してください。
- イ 複数校による合同開催とする場合は、代表する実施希望校が提出してください。
- ウ 「協力芸術家名簿」から講師を選ぶ場合は、様式1を提出してください。要望をもとに県文化課から芸術家に連絡を取ります。なお、対応可能な芸術家がない場合は事業実施ができないこともありますので、ご了承ください。
- エ 実施校等が地域の芸術家を講師として独自に選定する場合は、事業の日程等について芸術家の内諾を得た上で様式2を提出してください。ただし、応募した事業が採択されない場合もあるので、あらかじめご了承ください。

(2) 採択決定後

- ア 「協力芸術家名簿」から選定した場合は、採択決定後に県文化課より講師の連絡先をお知らせします。
- イ 実施校が芸術家と十分な打ち合わせを行ったうえで、事業実施の3週間前までに「実施計画書」（様式3）を県文化課へ提出してください。（独自選定の場合も含む）

(3) 事業の変更・中止

事業の日程や内容、講師に変更が生じた場合や、事業を中止する場合は、実施校において、「(変更・中止) 報告書」(様式4)を記入のうえ、県文化課へ提出してください。

(4) 事業終了後

ア 実施校等において、「実施報告書」(様式5)と写真2～3枚を、事業終了後2週間以内に、メール又はオンラインストレージサービスを利用して、県文化課へ提出してください。

7 実施希望調書の提出期限

実施希望は随時受け付けます。

ただし、4(3)イのとおり、同一芸術家の派遣は年2回を上限とするため、先着順となります。

また、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

8 問い合わせ・提出先

新潟県観光文化スポーツ部 文化課 芸術文化振興室

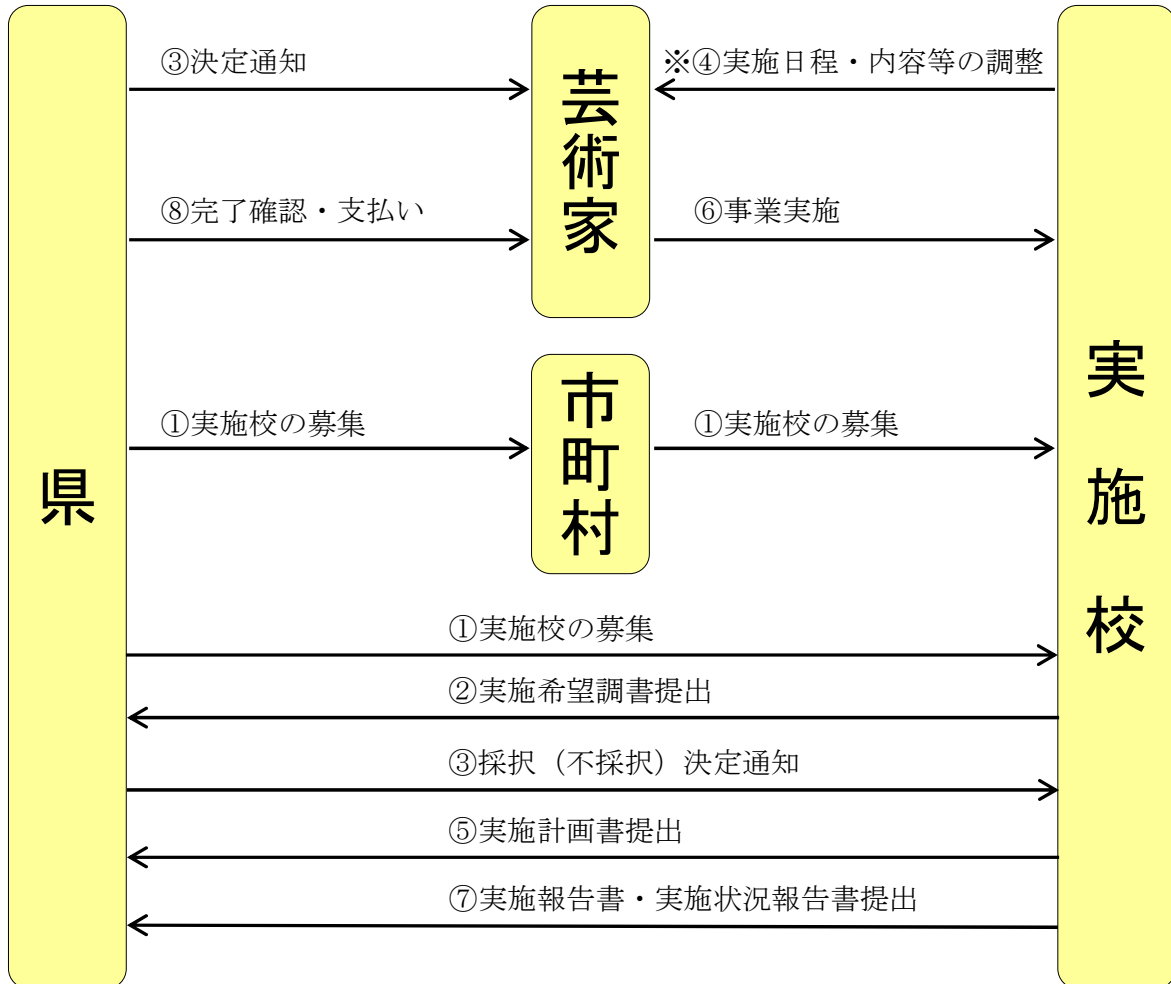
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL: 025-280-5139

E-mail: ngt150030@pref.niigata.lg.jp

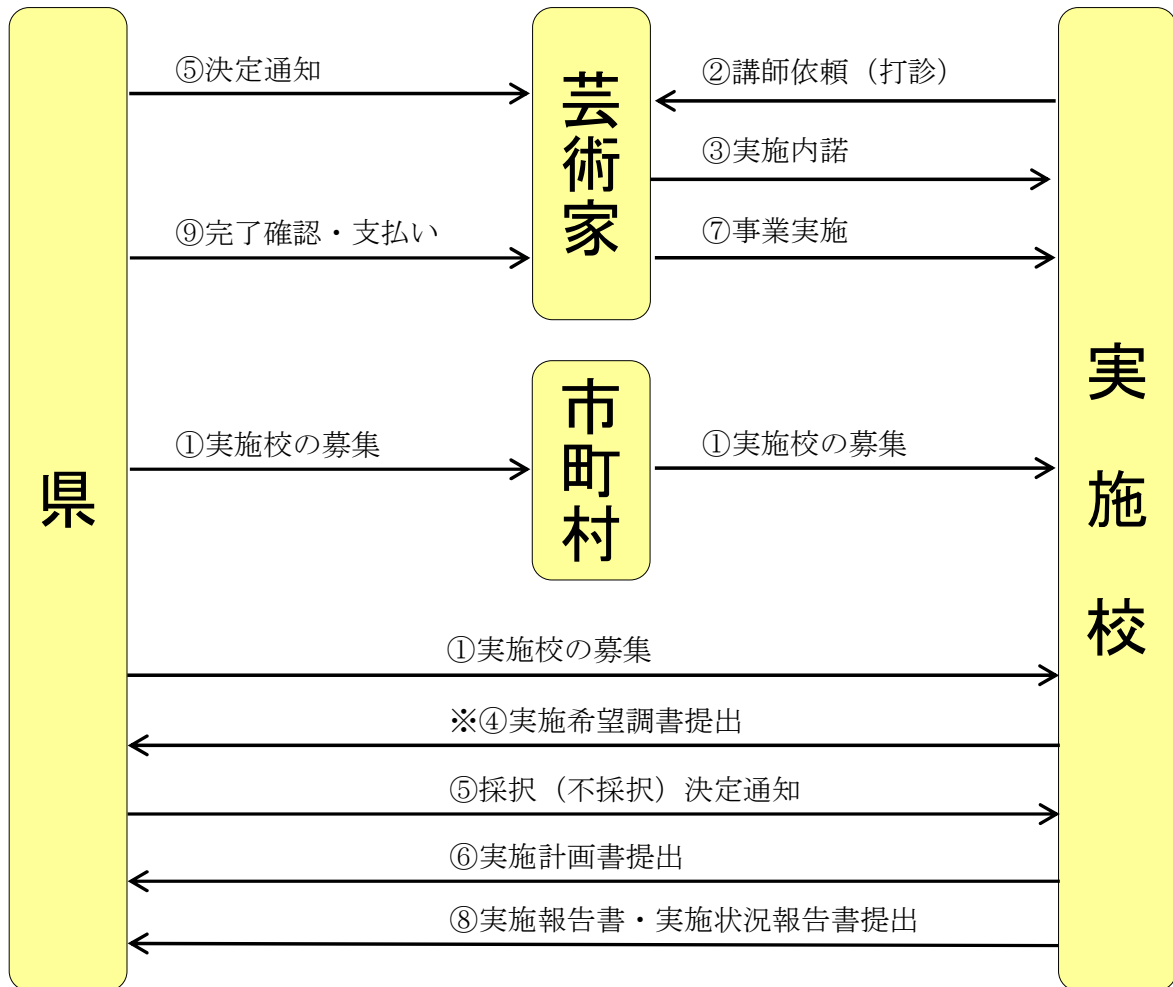
応募から事業実施、事業費支払いまでのフロー

(1) 「協力芸術家名簿」から講師を選定する場合



※ 採択決定後に講師の連絡先をお知らせしますので、講師と日程・内容等について、打ち合わせを行ってください。

(2) 講師を独自に選定する場合



※ 内容・日程等を調整し、芸術家の内諾を得た上で県へ実施希望調書を提出してください。

令和7年度の実施例

出前体験教室

県内の小中学校等 10 校で実施しました。

【書道体験】



- ・実施校：長岡市立希望が丘小学校
- ・実施日：令和7年10月1日
令和7年10月8日
- ・参加児童：115名
- ・講師：柳澤 魁秀さん

【箏体験】



- ・実施校：長岡市立黒条小学校
- ・実施日：令和7年12月11日
令和7年12月12日
- ・参加児童：153名
- ・講師：味方 和子さん

【ダンス体験】



- ・実施校：新発田市立東小学校
- ・実施日：令和7年10月30日
- ・参加児童・生徒：134名
- ・講師：Noism2のみなさま